

## 鳥取県中央家畜市場のE B L（牛伝染性リンパ腫）補償制度について

当市場では、購買者の皆様により安心して和牛子牛を購入いただくことを目的として  
E B L対策協議会が設立され、E B L（牛伝染性リンパ腫）への補償制度をスタートしました！

### ◎詳細内容

- 対象 : 当市場で購入された和牛子牛で導入後24カ月以内にE B Lを発症し、と畜全廃棄又は農場発症（死亡・淘汰）した牛。 ※対象発症日：令和6年4月1日以降
- 補償額 : 対象牛の購買代金（上限50万円とする）
- 補償申請：対象となる和牛子牛がE B L発症により屠畜全廃棄又は農場発症(死亡・淘汰)したことを証明する証憑書類（写）の提出。
  - ・提出先：鳥取県中央家畜市場（E B L対策協議会事務局）